

法第43条第2項第1号認定取扱要領

平成30年10月制定

西宮市都市局建築・開発指導部 建築指導課

I. 目的

この要領は、申請者又は申請代理人に対して建築基準法（昭和25年法律第201号（以下「法」という。））第43条第2項第1号認定申請の際の事務処理方針を示したものであり、認定申請の円滑な運用を目的とするものです。

II. 留意点

法は、建築物及びその敷地の必要最低限の基準を定めたものです。法上の道路は、単に通行するための空間ということにとどまらず、建築物の利用、災害時の避難、消防活動の空間、建築物の日照・採光・通風の確保など、良好で安全な市街地環境の形成のため、重要な役割を果たしています。法律上の道路としての担保がない道・空地（以下「空地等」という。）に接して建築物が無秩序に立ち並ぶことは平時の利用に不便ばかりではなく、災害時の避難や消防活動にも大きな支障をきたすおそれがあります。

このため、法第43条第1項では、建築物の敷地は、道路に2メートル以上接しなければならないと規定（接道義務）しており、これを満たさない敷地は、原則として建築物の建築は認められないこととなっております。接道義務を満たすためには、法上の道路を新たに築造すべきであることはいうまでもありません。

従って、法第43条第2項第1号の規定による認定（接道義務の適用除外の認定）は、あくまでも例外的に運用されるべきものであり、その敷地が幅員4メートル以上の道（道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）に2メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められたものに限って認定を受けることができます。

関係規定の抜粋

（敷地と道路との関係）

法第43条 建築物の敷地は道路に2メートル以上接しなければならない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 その敷地が幅員4メートル以上の道（道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）に2メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

（敷地と道路との関係の特例の基準）

省令第10条の3 法第43条第2項第一号の国土交通省令で定める道の基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 農道その他これに類する公共の用に供する道であること。

二 令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道であること。

2 令第144条の4第2項及び第3項の規定は、前項第二号に掲げる基準について準用する。

3 法第43条第2項第一号の国土交通省令で定める建築物の用途及び規模に関する基準は、延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計）が200平方メートル以内の一戸建ての住宅であることとする。

Ⅲ. 認定基準の概要及び手続き等

1. 認定基準の概要

認定を受けるには、道路に至るまでの道の幅員が4メートル以上あって、かつ、その道が次のいずれかに該当しなければなりません。

- ① 農道その他これに類する公共の用に供する道（以下「農道等」という。）であること。
- ② 位置指定道路の基準（令第144条の4第1項各号）に適合する道であること。

上記のうち②については、申請者その他の関係者が当該道を将来にわたって通行することについての、当該道の土地の権利者等の承諾が必要となります。（省令第10条の4の2第2項）

また、認定を受けることができる建築物は、延べ面積が200平方メートル以内の一戸建ての住宅となっております。

2. 事前協議

- (1) 「法第43条第2項第2号許可事前相談票」により許可申請の協議が可能であるもののうち、認定基準に該当するものについて、認定するものとしております。事前相談の詳細については「法第43条第2項第2号許可取扱要領」を参照してください。
- (2) 計画図面を持参の上、特定行政庁と事前協議を行うとともに、関係機関の意見を聴き計画調整を行って下さい。

3. 認定申請

- (1) 提出書類—許可申請書図書等：2部（次の1～9に示す図書等）

1	認定申請書（正）	表紙（省令第四十八号様式）
2	委任状	申請代理人がいる場合
3	認定申請理由書	
4	付近見取図	1/2500 白地図
5	配置図	敷地のみならず、敷地前面空地等の状況を含んだもの
6	各階平面図	敷地求積図・各求積図を含む
7	立面図・断面図	敷地のみならず、道の状況を含んだもの、かつ、外壁の構造を明示したものを含むもの（各2面以上）
8	空地等の状況図	敷地から道路まで接続する道の状況図
9	その他	特定行政庁が必要と認めるもの：主に次の1）～3）
ある場合	1）公図（字限図・国土調査図等）及び登記事項証明書	道と敷地の部分で発行の日から3ヶ月以内のもの。（農道等の場合は、写し又は法務省の登記情報提供制度で取得した登記情報で、設計者が原本と相違ないことを確認し、記名押印したものでも可）
	2）道の通行に関する承諾書（別添 建指第26号様式）	申請者その他の関係者が当該道を将来にわたって通行することについての、当該道の敷地となる土地の所有者及びその土地に関して権利を有する者並びに当該道を位置指定道路基準に適合するように管理する者の承諾書（位置指定道路の基準に適合する道である場合）

3) 印鑑登録証明書

道の部分の土地所有者等関係権利者及び当該道の管理者のもの。
権利者等が法人にあっては、法人の代表者の印鑑登録証明書及び資格証明書も必要(発行の日から3ヶ月以内のもの)。
原本還付はいたしません。

(2) 申請手数料 2万7千円 (認定申請受付時)

道の通行に関する承諾書

(申請者氏名) _____が申請する法第43条第2項第1号の規定に基づく 認定申請書及び添付図面に記載されている道を、申請者その他の関係者が将来にわたって通行 することについて、承諾します。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div>					
道の土地の 地名地番	地目	権利の種類	住 所	氏 名	印
道 の 管 理 者	道の土地の地名地番		住 所	氏 名	印
備 考	(上記承諾に関する特記事項を記入して下さい。)				

[注意] 「権利の種類」欄は、道である土地について該当する権利（所有権・抵当権等）をそれぞれ記入して下さい。
 「道の管理者」とは、当該道を建築基準法施行令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合するように管理する者をいいます。

平成 30 年 10 月

この要領のお問い合わせは、

西宮市都市局建築・開発指導部 建築指導課

Tel 0798-35-3704